

NJ 素流協 News

平成23年8月31日

第80号

平成23年8月31日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館9階）
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

森林法改正と森林経営計画、 森林管理・環境保全直接支払制度

1 はじめに

森林・林業再生プランでは、10年後の木材使用における国産材の比率を50%にするとしています。

その方向に進めるための行政的裏づけとして、平成23年4月15日に森林法の一部が改正されました。改正された内容と組合員が係わる事項について記します。

2 森林法の改正された内容

(1) 林施業の確保

これまで森林所有者が不明であつたり、住所が不明であると、所有者の承諾を得ることが出来ないので、作業道を通したり、森林整備作業の実施指導などが出来ず、適正な森林状態が確保されない事態が多々見られました。

そこで、そのような森林においても、一定の手続きを踏むことによつて作業道の作設や森林の整備

が可能となるように改正されました。

た。

(2) 無届伐採に対する伐採中止、造林命令

届出をしないで伐採した者が伐採を継続したり、伐採後に造林をしない場合に災害を発生させるおそれがあると認められるときは、伐採の中止または伐採後の造林を市町村長が命ずることができるようになりました。

(3) 新たな森林所有者の届出義務

森林所有者が誰であるかを明確にしておくことを目的として、新たに民有林の所有者となつた者は市町村長に届出が義務付けられました。

(4) 森林施業計画の見直し

小規模分散型の森林施業では生産性が低く、採算性の確保は困難であり、面的まとまりのある森林を確保し、効率的な施業を実現す

ることが重要となります。そのため、森林経営の受託等による経営規模の拡大を進め、森林所有者及び森林経営の委託を受けた者が、施業しない森林も含めて面的まとまりをもつた森林を対象とした。

新たに森林の保護に関する事項等を加えた「森林経営計画」を作成することとしました。

地球温暖化防止や生物多様性の維持増進というニーズにも資する保全といつた国民の公益的機能のことが求められてきたことから、

(5) 森林計画の見直し

国が作成する「全国森林計画」に森林の保護に関する事項を新たに追加しました。

更に、県が作成する「地域森林計画」、市町村の「市町村森林整備計画」では、森林保護に関する事項に加えて、委託を受けての施業または経営に関する事項を追加しました。

また、森林所有者は市町村森林整備計画に従つて森林の施業、森

林の保護を実施する旨としなければならないとしました。

3 森林施業計画と森林経営計画

これまで、森林所有者は森林施業計画を作成して森林施業を実施してきましたが、この度の森林法の改正により、森林経営計画を作成しなければなりません。

従前からの森林施業計画と今後作成することとなる森林経営計画との相違点を表1に示します。

表1 森林施業計画と森林経営計画の違い

区分	森林施業計画	森林経営計画
作成者	森林所有者等	森林所有者、森林経営の受託者
種類と対象森林	・属地計画(一定の時間距離の範囲以内、30ha以上)	・属地計画(所在している全ての森林で、林班または連担林班の面積の1/2以上) ・属人計画(所有または経営受託したすべての森林、100ha以上)
計画事項	森林施業の長期方針、森林施業の共同化	森林経営の長期方針、作業路網の整備、森林の保護、森林経営受託の規模拡大目標

4 森林経営計画と直接支払制度との関連

森林経営計画では、従来の森林施業計画での計画事項に加えて、森林の保護や作業路の整備、経営受託による経営規模拡大の目標になります。

森林施業計画は、主に森林所有者のみが作成するものであります。また、森林経営計画は、森林所有者のほかに森林経営の委託を受けた者も作成できることとなりました。なお、森林経営の受託は契約書を取り交わして行うこととなります。

計画を作成する対象森林は、施業計画では作業を実施する人工林で一定以上の面積であれば、隣接していないなくてもよかったです。森林経営計画では、面的に連続している森林で一定以上の広がりが求められます。その中には施業を実施しない森林も含まれますが、一体として整備することとなります。

森林経営計画では、従来の森林施業計画での計画事項に加えて、森林の保護や作業路の整備、経営受託による経営規模拡大の目標になります。

表2 森林管理・環境保全直接支払制度

種類	ソフト事業への交付	ハード事業への交付
事業名称	森林整備地域活動支援交付金	森林環境保全直接支払事業
助成内容	面積を集約化する手間ひまや経費に対する助成	従前の森林整備事業での作業に対して助成
助成対象	①森林経営計画作成促進：計画作成に必要な森林簿調査、現地調査、説明会などの活動 ②施業集約化の促進：集約化に必要な立木調査、路網の線形調査、境界確認などの活動 ③作業路網の改良活動：林業作業に使用する作業道（路）の点検と改良（補強等）など	対象作業：地拵え、植栽等、下刈り、枝打ち、雪起こし、倒木起こし、除伐等、間伐、更新伐、森林作業道整備など

しかし、平成25年度からは森林整備事業（森林管理・環境保全直接支払制度）は平成23年度から森林整備事業（森林管理・環境保全直接支払制度）に移行しました。

この制度での補助金の交付対象者は森林経営計画作成者となりますが、平成23、24年度は移行期間ということで森林施業計画作成者も対象となっています。

一方、森林整備等の係わる助成制度も強化されました。そのため、森林経営計画の作成を受けるには森林経営計画の作成が必須となります。

これらのことから、我々組合員もこの森林経営計画に積極的に係わっていかなければならぬものと考えられます。

一葉 樹木の気象害(2)

落雷

落雷によって樹木が被害を受けることはよく知られている。被害を受けるのは、広い場所にある孤立木か、公園や神社にある樹高のひと際高い巨木であることが多い。

雷による被害であることは、人里近くであれば、住民が落雷する現場を見ているか、雷鳴と樹木の異常発生の時から推定される。一方、人里離れた所にある樹木の場合には、針葉が茶色に変わつてから発見されることも少なくない。

落雷による被害木は、以下に述べる特有の症状により見分けることが出来る。

① 幹の折損 (写真1)

落雷の衝撃によって幹の組織が破壊されるもので、先端部、中間部あるいは下部でも発生する。公園や神社の孤立した樹齢の高い巨木が多い。幹全体が粉碎することもあるという。

② 幹割れ (写真2、4、5)

雷による被害木に共通して見ら

れる症状である。高圧電流による高熱で幹内部の水分が急激に膨張して幹が割れるもので、これに伴つて樹皮が剥れることがある。割れ目の長さは、数10 cmから幹全体に及ぶものなど様々である。

③ 幹内部の燃え・焦げ

幹の根元にある空洞に火が付くもので、空洞内部の表面が焼け焦げになる。芯腐れがある巨木に発生する。

以上は、単木的な被害の場合であるが、林の中に落雷して、周辺の樹木が集団で枯れる被害も見られる。図1は岩手県種市町アカマツ林の被害事例である。(図1)

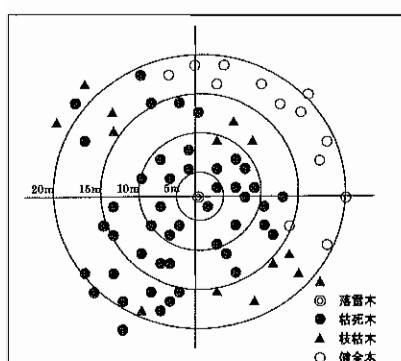


図1 集団枯れの被害木の配置
(種市町 アカマツ林)

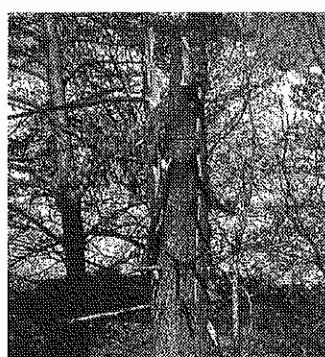


写真1 幹折れと幹割れ
(ウィキペディアから)



写真2 幹割れ(サワラ)
(栃木県大田原市HPから)

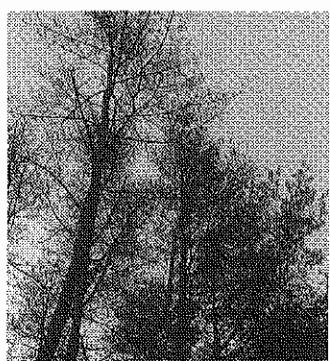


写真3 集団枯れ被害(図1)
周辺部では中心部側の枝のみ枯損



写真4 幹割れと樹皮剥離(アカマツ)

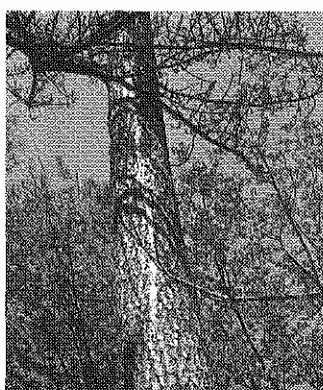


写真5 幹割れ(クロマツ)

仮設住宅用木杭生産のお礼

東日本大震災で被災された方々の仮設住宅建設用としての木杭の生産を、岩手県木材産業協同組合よりの要請を受けて、組合員の皆様にお願いし、生産、納材していただきました。お礼を申し上げます。

しかし、納材のペースが予想された程度には進まず、仮設住宅の建設が終了した現在、在庫を抱えている組合員がいる状態となつてしましました。

今後は、他の用途に向けての聞き取り調査等を行い、手持数量を少なくする努力をしていきますので、よろしくお願ひいたします。

作業道散策

17

モズ(百舌鳥)

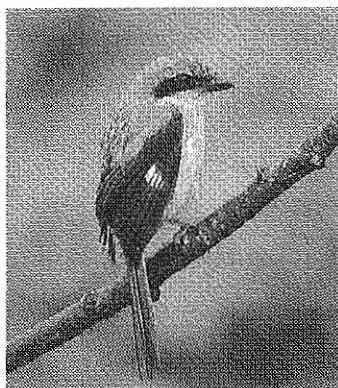


写真1 モズ(雄)

スズメより一回り大きく、全長20cm。猛禽類のように鋭く曲がった嘴と尻尾をクルリクルリと回すのが特徴。農地や草原など林縁に生息する。漢字では3文字でモズの2文字よりも長い。



写真3 モズ(幼鳥)



写真2 はやにえ

禽類の風格がある。秋にカエルやバッタを尖った枝に刺して「はやにえ」をつくるが、保存食かどうかは不明である。

が警戒の鳴き声を上げている時に、近くにモズがいることが多い。

里山に住んでいるので、人間とのかかわりが深く。万葉の時代から和歌に詠まれ、現代では「モズが枯れ木で」など多くの歌や物語

が警戒の鳴き声を上げている時に、近くにモズがいることが多い。

大阪府の鳥に指定されている。堺市には百舌鳥夕雲（もずせきうん）町という町名があり、仁徳天皇陵を含む百舌鳥古墳群がある。

冗談欄

夫

百

態

▽俺は幼稚園から大学まで常にトツブで卒業したという夫。姓が相浦（アイウラ）である。

▽テレビでヨーロッパの景色を見て「またヨーロッパへ行きたくない」と言う夫。「またって、結婚前た」と言う夫。「またって、結婚前にでも行ったことがあるの?」との問いに、「いや、20歳のときに、ものすごく行きたいと思ったことがあるんだ」。

▽酔っぱらって帰つて来、玄関で寝込んでしまった夫。「重くて起こせないから自分で這つて(はつて)行ってよ」と言つたら夫は「ハツ、ハツ」とつて言つていた。

▽パチンコに出掛けては「今日も日本経済に貢献してきた」といつも言つていた夫。大負けして「もうパチンコは卒業だ」と休んでいたが、この頃は「同窓会へ行く」と出かけていく。

▽白髪になるまで一緒に暮らそうとプロポーズしてくれた夫。なぜか一人で禿げてしまった。

▽娘がカルボナーラのスペゲッティーを作っているのを孫と待つている夫。孫に「もう少しで、ボラギノールができるよ」

▽出でてきたスペゲッティーをフオークにクルクル巻いて上手に食べる孫に、「食べ物で遊んではダメ」と注意している。

▽孫から「デジカメ買つてさせがまれた夫。新種の亀と勘違いしているようだ、「ダメ、すぐに飽きて、結局世話をするのはジーバーなんだから」と断つていい。

▽90歳になる親戚のおばあちゃん誕生日パーティに出た夫。「来年も元気で会いたいですね」と言つたら、「あんた若いのにどこか悪いところもあるの?」と言われていた。

▽息子に「俺の墓は立派なものを作ってくれ」と頼んでいる夫。「生きている時間よりも死んでいる時間が長いんだから」

平成 23 年 8 月分の販売実績

- 合板用出荷量を前月と比較すると、スギが約3,060m³増加、カラマツが約490m³減少、アカマツが約680m³増加し、全体では約3,250m³増加している。昨年同月と比較すると、スギが約5,920m³減少、カラマツが約7,030m³減少、アカマツは約1,740m³減少し、全体では約14,770m³減少している。なお、これら合板用出荷量のうちシステム販売取扱量は前月より約390m³減少している。
 - その他（合板用以外）の出荷量は前月より約950m³減少、昨年同月より約2,730m³増加している。
 - 今年度の年間計画量に対する1か月あたりの出荷量の割合（目標達成率）を41.7%とすると、今月の全体出荷実績は、計画数量を14.5ポイント下回る進捗状況となっている。

() はシステム販売取扱量(内数)

雑誌において岡本隆司氏(京都府立大学准教授)は「他国領を自國とする論理」という表題で書いているが、われわれが認識する「中国のあくなき領土拡張性向」は、現在だけを見ていてもその答えは見い出せない。歴史²というフレームを通すことによって中国のやり口が見えるルターを述べておこう。

かつて司馬遼太郎は、日本の土地制度の実態を嘆き、「戦後社会は、倫理を含めて土地問題によって崩壊するだらう」（『土地と日本人』）と警鐘を鳴らしている。落穂拾い子も第72号の当欄において、「外国資本から見ると、わが国の森林が、ネギ・カモに見えるのではないか」と少し揶揄めいた言い方で指摘した。今、それが現実のものになりつつある。新聞・テレビの情報によるしかない我々にはその全貌は未だ深渊の底にあるが、かなり確かな事実としてわが国の大森林を貪り占めたり森林の取得に向けての積極的な働きかけを行っている大半は中国・香港資本だという。その欄において落穂拾い子は、尖閣事件にも言及し、「尖閣事件は中国のあくまでも領土拡張性向と日本政府のこの問題についての処理の拙劣さを浮き彫りにさせた」と断定した。尖閣諸島を中国が「主権」を持つ自国の領土だと言ふことは、決然論理だ。から

わが国の森林が外国資本によつて買い進められてゐることについて、当誌当欄の第71号及び第72号に書いたが、観点を拡げて、再々度取り上げてみたいと思う。

国は攻撃ばかり加えたのではなく、中華民国時代、軍事力にまさる英露の勢力を譲歩して、チベット・モンゴルの自治を認める、という史実もあった」と述べている。

彼は結論として、中国に対しても、攻勢と譲歩の兆候と因果関係を正確に掴むことで、そのためには、「領土」の考え方なり、海との関わりなり、中国の思考発言・行動のパターンを歴史から学ばなければならない。そして今回の尖閣問題を教訓にして、対中戦略・対外交事を立て直す必要がある、と言っている。国政を預かる国会議員さん達の責任ときりつとした姿勢を持つて欲しいものである。このことは国民全体にもいえることである。落穂拾い子も自省し

フレンチ・ミヤンマー、テオオ・タイ、カンボジア、ベトナム、マレーシア、台湾、沖縄、朝鮮半島、中国の領土に接するロシアの一部を含む広大な領域である。この「属」の部分は、本来あるべき中国の領土であるが、19世紀の歴史の過程で奪われた“もの”と考えた。そしてこの「属」する領域は、機会があれば「領土」に組み入れるべきものであり、その好例がチベットへの軍事侵攻で、朝鮮戦争における朝鮮半島への軍隊派遣、中越紛争の際のベトナム派兵、台湾に対するミサイル威嚇、南シナ海の島嶼をめぐるベトナムとの領有権争いなどもある。尖閣問題もその延長線上にある。

尖閣諸島を「領土」と断言するのも、ガス田問題でも妥協の姿勢を見せないのは、資源など自先の関心以外に、そうした歴史的な領土認識が働いている。

民国時代に中国独特の世界観・領土認識が生まれ（作られ）、それは重層的なものであり、中国固有の「領土」と自國に「属」する領域があると認識している。「領土」は現在の中国が支配する領域であるが、これにはチベットと内モンゴルが入っている。その外側に中国に「属」するエリアがあり、そこはモンゴル、ネバール、